

第 6231 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 3日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ リース取引のメリット・デメリット

Q : リース取引をする場合のメリット・デメリットはどのような点にありますか？

A : 一般に次のようなことが挙げられます。

【解説】

リース契約には、法人税法上、通常のリース取引として扱われるものと、売買取引として扱われるものがあります。

リース取引とは、次のようなものとして定義されていますが、売買取引として扱われますと、リース料は減価償却費相当額までしか損金算入できませんので注意が必要です。

- ①リース期間が定められていて、その期間中に支払われるリース料の合計額が、リース会社におけるリース物件の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額のおおむね全部を支弁するよう定められていること
- ②リース期間中における契約の解約が禁止されていること

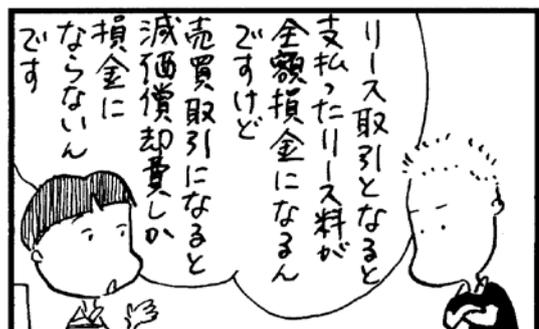
リース取引には次のようなメリット・デメリットがありますので、設備投資をする際はよく検討してみてください。

【メリット】

- ①資金負担が軽い
- ②リース料は全額損金算入できる
- ③機械や設備の陳腐化に対応できる

【デメリット】

- ①費用が割高である
- ②所有権がない
- ③担保にならない



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】